

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成30年3月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700498号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700313号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年7月7日から同年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。
平成23年6月21日から同年7月7日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成23年6月21日から同年7月7日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成23年6月21日から同年7月7日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年6月は16万円とする。
平成23年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における平成23年7月7日から同年8月1日までの期間及び平成25年2月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年7月は14万2,000円を15万円、平成25年2月から同年5月までは14万2,000円を17万円、同年6月及び同年7月は14万2,000円を22万円、同年8月は14万2,000円を18万円とする。
平成23年7月及び平成25年2月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成23年7月及び平成25年2月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 4 請求者のA社における平成23年7月7日から平成25年2月1日までの期間及び同年8月1日から平成27年9月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年7月から平成24年8月までは16万円、同年9月から平成25年1月までは17万円、同年8月から平成27年8月までは22万円とする。
平成23年7月から平成25年1月までの期間及び同年8月から平成27年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第1の3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成23年6月21日から同年7月7日まで
② 平成23年7月7日から平成27年9月21日まで
A社の元同僚の年金記録に係る照会文書が届いたことから、自身の年金記録を調べたとこ

ろ、厚生年金保険の記録において、同社における被保険者資格取得年月日が平成 23 年 7 月 7 日、被保険者期間が 50 か月と記録されていることが分かった。

A 社には、平成 23 年 7 月 7 日以前から勤務しており、同年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日までの期間を支払対象とする給与支払明細書から厚生年金保険料の控除が始まり、以降退職するまで 51 か月分の厚生年金保険料が控除されていることから、同社における資格取得年月日を当該控除対象の始期である同年 6 月 21 日に訂正してほしい。

また、厚生年金保険の記録では、A 社における標準報酬月額が、給与支払明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているので、同社における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A 社から提出された労働者名簿及び請求者から提出された同社の給与支払明細書から判断すると、請求者が、当該期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は納付したと回答している一方で、資格取得年月日を誤って届出した旨回答しており、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における平成 23 年 7 月 7 日の資格取得年月日と、オンライン記録における請求者の資格取得年月日が一致していることから、同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された給与支払明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の始期（被保険者資格取得時）における標準報酬月額は、上記第 3 の 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書の給与支給額及び日本年金機構の回答から、16 万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（上記第 3 の 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成 23 年 7 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 23 年 7 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 7 月は 15 万円、平成 25 年 2 月から同年 5 月までは 17 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額と、前述の給与支払明細書により確認できる報酬月額がそれぞれ一致していないことから、事業主は、給与支払明細書により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 23 年 7 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、平成 23 年 7 月 7 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 21 日までの期間について、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された給与支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額（平成 23 年 7 月及び平成 25 年 8 月については、上記第 3 の 3 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額）よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 23 年 7 月 7 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書の給与支給額及び前述の日本年金機構の回答から、平成 23 年 7 月から平成 24 年 8 月までは 16 万円、同年 9 月から平成 25 年 1 月までは 17 万円、同年 8 月から平成 27 年 8 月までは 22 万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第 3 の 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700488号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700048号

第1 結論

平成2年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月

国民年金の加入手続については明確に覚えていないが、平成2年2月末に会社を退職した後、同年4月に再就職するまでの間の同年3月に、A県B市C区役所に出向き、同区役所の窓口において、請求期間の国民年金保険料を現金で納付した。

しかし、ねんきんネットで年金記録を見ると、請求期間が保険料納付済期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行ったことについては明確に覚えていないが、平成2年3月にB市C区役所の窓口において、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者の場合、請求期間に係る国民年金の加入手続に当たって、請求期間前に加入していた厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳をB市C区役所に提出し、当該手続後に払い出された国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を受け取ることになるが、請求者は、当該年金手帳について、同区役所に提出していない旨陳述しており、仮に、当該年金手帳が提出されなかった場合は、新たな年金手帳が交付されることになるが、請求者は、年金手帳を受け取ったか否かについては覚えていないとしている。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700497号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700049号

第1 結論

昭和61年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで

平成9年3月に会社を退職した後、国民年金への加入手続については記憶していないが、請求期間の国民年金保険料が未納となっていること及び納付しないと将来年金を受け取ることができないかもしれない旨が記載されたはがきを送付されてきたので、同年4月から同年12月頃までの間に、A県B郡C町役場の窓口において、請求期間の国民年金保険料を一括納付し、領収証書を受け取った。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年4月から同年12月頃までの間に、当該時期から約10年前の請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金法によると、「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。」旨規定されていることから、納期限から2年を経過した国民年金保険料は時効により納付することができず、請求者の陳述内容と符合しない。

また、国民年金法において、納期限から2年を経過した国民年金保険料を納付することができる特例納付制度は第3回特例納付(昭和53年7月1日から昭和55年6月30日まで実施)を最後に施行されておらず、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成9年4月から同年12月頃までの間において、過去10年以内の国民年金保険料を納付することができる後納制度(平成24年10月1日から平成27年9月30日まで実施)も施行されていない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成9年4月から同年12月頃までの間において、同年4月から平成10年3月までの期間に係る免除申請が行われ、平成9年3月分の国民年金保険料が平成9年7月30日に収納されているところ、請求者は、これらを記憶しておらず、前述のとおり約10年も前の期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述は不自然である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。